

んです。

これからは、例えばタイムズのような事業者から、個人間のカーシェアリングを行うようなシェアリングエコノミーの進展というのは今後どんどん進んでくると思うんですけど、もうした展望を交えた議論がされていないように感じますが、省エネを推進するに当たって、こうしたシェアリングエコノミー等の進展に与える影響、これに対する政府の取組、これをどうしていくかと考えられているのか、お答えください。

○世耕国務大臣 まず現状では、現行の省エネ法では、このシェアリングエコノミーを仲介するプラットフォーム事業者については捕捉されていないというのが現状であります。

シェアリングエコノミーというのは、例えば車にしても、個人の持っている車を寄せ集めてみんなでシェアをするということになるので、なかなか、今の状況では省エネ法でちょっとびたつとはまらないというところであります。

ただ、このシェアリングエコノミーもこれからまた時々刻々どんな業態が変化してくると思いますので、そういった中で、やはりプラットフォーム事業者に対して省エネ努力を求めた方がいい、求める必要が生じた場合には、規制のあり方も検討していく必要が将来的にはあるんだろうと思っております。

○中谷(一)委員 それでは質問を終わります。ありがとうございました。

○稲津委員長 次に、田嶋要君。

○田嶋委員 田嶋要でございます。今の世耕大臣のテレワークの話聞いていて、私も、iPadでテレビ会議をやる、目の前の人がいるよりもむしろ効率が上がるような感じも、印象を持ちまして、何か同感だなと聞いておりました。

最初に大臣にちょっとお尋ねしますけれども、大臣、これから出張に行かれますよね、そうですね。出張の準備で忙しいから、なるべくあしたは答弁させないようにしてくれという指示をした

んですか。

○世耕国務大臣 そんなことはしておりません。誠心誠意お答えしているつもりでございます。

○田嶋委員 まさか大臣がとは思っておりませんが、でも、だけれども、部下はしているんですよ、そういうことを。私のところにも電話があつたし、私以外の、どちらかというと当選期数の少ない人のところには相当プレッシャーがかかつたみたいなんですけれども、いや、大臣、これはそんなに政治というんじゃないんですか。大臣はそんなことを思っていないか、いやあ、週末も出張で大変だから、大臣のちよつと体力も考えたら、あしたはプレッシャーをかけないようにしよう、こういうことなんです。何かしゃべりたいですか。

いや、もう一つの私は可能性があるなと思つたんです。大臣のことを気遣うんじゃないかと、大臣の体は一つだから、みんなが順番に御進講しなきゃいけない。あすからの出張のことを説明する。そうすると、きょうのレクの時間がなかなかとれないから、結果的に皆さん方のワーク・ライフ・バランスの観点からおっしゃっているのだとしたら、少し私も考えなきゃいけない部分もあるのかなと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○世耕国務大臣 私、気軽に答弁しているように見えるんですけども、通告いたたくとやはり一週間に十分かけて勉強していただいて、本当に、夜、きょうも私五時に起きて勉強しています。自宅で。これは職員に迷惑をかけないように、それこそテレワークで、自宅で経産省のサーバーにアクセスをして、答弁書を見て、自分で勉強して、わからなところだけ朝来て担当とやるということをやっています。

だから、そういう意味で、出張を目前にして少しでも睡眠時間をとってほしいという職員の思いには心から感謝を申し上げたいというふうに思います。当然、きのうの夜私がやらなきゃいけないことは、答弁勉強に加えて、きょうからの出

張、これは非常に、ライトハイザー通商代表も来ます、EUのマルムストローム欧州委員と、これはどうやって車の問題について連携関係をつくっていくかとか、いろいろそれも勉強しなきゃいけなかつたものですから、そういった点を総合的に職員が配慮してくれたらと思うんですが、私は、通告があれば一生懸命勉強して、きちつところいう形でお答えをさせていただいているところでございます。

○田嶋委員 私が政務官をやっていたときだつて準備はしますよ、やはり。だから、それは、ましてや大臣ですから。大臣はそれがこなせるから大臣をやっているわけなので、そこは体力も大変だと思えますよ、二泊四日の海外とかね。(世耕国務大臣「一泊四日」と呼ぶ)一泊四日、もつと大変だね。大変だとは思いますが、そこは、だからその準備のために質問の数を減らしてくれというのは、ちよつとこれは、私もびつくりしましたよ、そこまで言うかと。気をつけていただきましたというふうに思います。

それで、経産大臣には私は、それを配慮してじゃないですよ、結果として余り多く聞かないことになるんですけど、原子力委員会、次が今国会あるかどうかはわかりませんが、この間の続きの質問で、幾つか御検討ということをいただきましたので、その定款観測ということで、確認の質問をさせていただきたいと思えます。

前回、この黒川委員長の御著書を示しまして、これを読んだことはございますかと更田委員長にお尋ねしたところ、手にはとつたことがあるけれども読んだことはない、正直な御答弁でございます。手にはとつたけれども、読むほどの魅力は感じなかつたのかなという感じもいたしますが、あれから二週間、三週間たちました。私がそれを指摘しましたけれども、更田委員長、読んでいただけましたでしょうか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。まだ読んでおりません。

○田嶋委員 先週は、与党の平理事もこの御著書を読まれておりました。これは、別にこれだけがということではもちろんありませんけれども、何度も申しますけれども、やはり私たちは、三・一原発事故は風化させてはいけないし、国民の先頭に立つて、この問題は現在もいろいろ続いている問題が多々ございます。安全神話に二度と舞い戻ってはいけないということ、やはり、こういった特別な立場で、国会事故調査委員長という立場でやられた方でございますので、ひよつとしたら、委員長の立場からすると煙たい存在かもしれないよ。しかし、これはしっかりと、ぜひとは思いますが、御一読をお勧めしたいというふうに思います。

世耕大臣はいかがですか。○世耕国務大臣 私は、その本は読んでいませんけれども、国会事故調査報告書、あるいはそのベースとなっている議事録などについては、官房副長官時代にきちつと目を通させていたというつもりでございます。

○田嶋委員 ありがとうございます。大臣所信の中でも、福島復興は最重要課題だということに言っていたら聞いております。着実な廃炉、そうしたことも言及をされておりますので、やはりこれは経産省全体にとつても大変重要だということに改めて確認をさせていただきたいと思えます。

それでは更田委員長にお尋ねしますが、いろいろな規制のお仕事の中で、外部の方々の会議がたくさんあるということも私も知らしていただきました。安全審査の会合は年に二百回程度、あるいはそれ以外に二千回ほどの会議が行われるということでございますが、こうした原発に関するヒアリングのうち、原発事業者とのヒアリングというのはどのぐらいあるものなのか、あるいは、そのヒアリングの性格による類型化というのがで

きるのかどうか、委員長のまず御答弁をお願いいたします。

○更田政府特別補佐人 お答えします。

まず、事実関係でございますけれども、二千回という数字は原子力発電所の審査にかかわる内容についての回数でございます。これは、規制庁の事務方が先生の方に御説明したときに挙げた数字だというふうに聞いております。

これ以外に、原子力発電所以外の審査、核燃料サイクル施設ですか、そういったものの審査に係るもののヒアリングが年間に五百回程度、そして、それ以外に、審査に係るもの以外、非常に多数を占めますのは、福島第一原子力発電所の廃炉工程にかかわるようなヒアリングでありますけれども、これが、今、九カ月に集計したところ三千件ありましたので、恐らくですけれども、年間四千件程度。合わせますと、ヒアリングと称するものは年間六千回から七千回程度行っております。

特に、お尋ねの発電所の審査に係る二千回というのは、これは当該原子炉設置者との間で行うものでありますので、設置者というのは電力会社になります。

これらのヒアリングは、設置変更許可に係る地震や津波といった自然現象であるとか、プラントの設計に関するものについて、さまざまなものがございまして、そういった意味で、重要度に応じて、内容に応じてこれらを類型化するというのは大変に難しいというふうに考えております。

いずれにしても、御指摘にありますように、透明性の確保というのは非常に重要であると考えておりますので、引き続き、可能な限りの対応ができるかどうか、とにかく検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○田嶋委員 私が受けた説明は、安全審査というのは二百回くらいということ、それ以外の何千回というのは審査の前段階のファクトチェックがメインだと聞いておりますが、そういうことですか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

原子力発電所にまず絞らせていただきます。原子力発電所の審査に関して、いわゆる公開で行っております審査会合というのが二百回、そしてその前段階のファクトチェックが二千回ということでありまして。

○田嶋委員 そこは間違っていないわけですが、この審査は公開というのは当然のことでございます。この審査は公開というのとは別なことでございまして、配付資料の一、二、三に、ちよつと原子力規制委員会のホームページも見てみました。一番大事なのは審査ということで、審査に関しては動画も流し、議事録もきつちりとしていたでいておるといってございまして、この資料一を見ていただくと、「被規制者等との面談記録」というのが、さまざまなカテゴリーがあるわけでございます。

次のページを見ていただくと、最初の資料の②とつけたところが次の資料でございますが、そのさまざまな会合の中で、「事故・施設故障等に関するもの」というのがこの②で書いてある資料でございます。

その中で一番直近、五月二十八日ですから、つい最近ですね、つい最近行われたものが③という資料になりました。ここに東京電力福島第一原発の現状等に関する情報連絡会、こういうことでございます。これは当然中身ですから委員長もよく御存じだと思っておりますが、この③ですね。会議がわずか八分でございますが、そして、これはそれぞれさつきのテレビ会議でやっているという。

そんなことで、必ずしも六本木の場所に毎回来て何千回とやっているわけではない、そういうこととよろしゅうございませうか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

ヒアリングもさまざまな形態がございます。ここに挙げているものが代表的なものとはちよつと読みにくいところはありますけれども、東京電力が、そもそも東京電力内での、社内での連絡をしているものに関して、情報をつかむために規制庁の職員が参加するという形をとっているものもございまして。

ございます。

このようにテレビ会議システムが使われているものに関して、テレビ会議での参加が可能なものについてはこういった形態のものもございまして。

○田嶋委員 たくさんあるのはよくわかりましたし、いろいろな種類がある。テレビ会議でやっているんだしたら、そもそも記録はやはりとりやすいです。テレビ会議でやっているわけですか、実際ITを使つて。

私が前回申し上げたとおり、数が膨大ではあるものの、世界の注目があるこの原子力規制庁の振る舞い、独立性、透明性、やはり、それを担保する上で、百点ということはないわけでありまして、今、この審査にかかわる二百回だけでは不十分だということを前回も申し上げたわけでございますが、前回は技術的に無理だということをおっしゃっていましたが、私はそうは思っていないわけでありまして、委員長、改めて、技術的な解決手段、考えていただけましたか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

先生再三御指摘のように、原子力の規制に当たって透明性の確保が重要であることは私も十分に認識しております。規制に係る情報の開示に努めているところであります。

その上で、なかなか簡単にクリアできるものではない旨申し上げているのは、ヒアリングの内容の中では、特に、例えば具体的に申し上げますと、建物のドアがいつあいていて、いつ閉まっている、あるいは出入り口がどこにあつてというような具体的な内容に関して、これは悪意ある第三者にとっては、具体的に言いますとテロリスト等々を考えたときには、セキュリティに関する情報であります。原子力施設のテロリズムに対する脆弱性を持たせないためには、どの部分がセキュリティにかかわる情報か、どの部分が公開できる情報かという、より分けが極めて多岐にわたります。

そういった意味で、まず、録面をしておいて、今度はセキュリティ情報に係るかどうかという

ことを一つ一つチェックをして、その上で公開という、このようなことを考えると技術的に非常に難しいと考えておられて、セキュリティの強化という面と、それから透明性を高めるといふところを両立させるのは極めて難しい問題であるというふうに認識をしております。

○田嶋委員 とすると、その二百回の安全審査に関しては、そういう問題は起きないということですか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

二百回の審査会合につきましては、事前にヒアリングの席で、これはセキュリティ上オープンにできない情報かどうかということを確認した上で行っております。

それでもなお、やはり審査会合で、ごくまれにはありますけれども、この情報の開示は難しいのではないかと感じたものが出てくることもありまして。

ですから、これは百点はなかなかないものでありますけれども、セキュリティ強化に万全を期しながら、かつ透明性を高めるといふのは、問題があるという点では審査会合もヒアリングも同じであります。

○田嶋委員 そういう意味では、ゼロ、一議論にはせずに、今は二百回は公開をきちんとしているけれども、私は、更にそれを広げていけるように、どこまで広げていけるか、まさに敵に塩を送るようなことではないかというので、そこを配慮しながら、どこまでより大きな情報公開が、透明性の担保ができるかということをも更に委員長には責任を持って検討していただきたいというふうに思います。

次の質問でございますが、もう一つは資料でございますが、これも前回、マスキング箇所という問題、よく役所から出てくる黒塗り、白塗りの話でございますが、委員長から、必要最小限でなければならぬ、このように同じ考えであるということを確認させていただきました。

その上で、アメリカやフランスなどでも、この

配付資料の五でございませけれども、文書の公開ということ、日本の場合には、この真ん中辺でございませ、①から④のような場合は不開示だということが一般論としては書いてある。特にこの③企業秘密又は知的財産に関する情報は不開示しなくてもいいということではありますが、やはり、悪魔は細部に宿るといふことで、同じ一般論であつても、日本は真つ黒、アメリカ、フランスは少ししか黒くはないということが僕は十分あり得ると思つたので、そこを虚心坦懐に委員長には確認をしていただきたい。

そのような検査、そのようなことをどのようになら行つていき、最小限の不開示ということになるか、御検討の状況をお伝えください。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

透明性の確保と、それから悪意ある第三者に塩を送らないという、これを両立させるという意味で、情報の非開示に係るものというのは非常に機微な部分であると思つております。

また、テロリストに有利な情報を与えない、あるいは核不拡散上の情報を開示しないという点は重要でありますけれども、まさに御質問にありましたように、商業機密に名をかりていたらずらに非公開の部分を広げるというのはあつてはならないことだと思つておりますし、私も、審査に参加をしていの上で何回か、これがなぜ公開できないんだというような問いかけをして、検討してもらつた結果、結果的に公開できたというような例もございませ。

ですので、今後とも、私たちの意識は、公開すべきものはきちんと公開するということは、意識を高めていくことは重要だと思つております。

それで、お尋ねのマスク部分の国際比較でありますけれども、これは、調査を進めようとしておりますけれども、結果的に、これはまず相手がありますので、相手の同意、詳細な調査に進もうとしますと、例えば米国、例えばフランスといったものに特定したときに、その比較を行おうとしますと、米国規制当局、それからフランスの

規制当局の協力が必要になりますので、まずはこれの、まだ実際に問いかけていけるわけではありませけれども、調査方法を、どういったやり方が可能かどうか、あるいは、依頼をするのであれば、どのような依頼の仕方が可能であるかというような検討を進めていられるところでございませ。

○田嶋委員 この国会ではこれが多分最後になり

ますが、ぜひ検討を前へ進めていただきたいと思

います。黒川さんのこの本のタイトルの「規制の虜」というのは、意味は御存じだと思つたけれども、規制する側が規制される側のとりこになるといふことですね。要するに、力関係が逆転して、どつちが力がかかわらないといふことでありますから、規制される側がこれは出せないとすと言つ言葉のまま真に受けて、世界からずれたよ

うなことが行われぬように、ぜひともしつかりとした国際比較もしながら、前へ進めていただきたいと思つた。

次の質問でございませますが、もう一つ大事な点は、ノーリターンルールであります。これも大変国民が心配をしていられる癒着の関係です。なれ合、癒着が起きないかといふことであります。これに關しても、前回、検討していただくということになりましたが、改めて、企業との関係、それから、経済産業省の、推進側に戻す、戻らないの議論でございませが、全数チェック、たかだか千人、二千人の話だと思つたけれども、これは行うめども立ちましたでしょうか。○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

まず、二点に分けてお答えをさせていただきますと思つた。一点目は、いわゆるノーリターンルール、これは原子力規制委員会設置法附則の第六條第二項で定められていられるものですが、このノーリターンルールについては、毎年全数チェックを行つておりました。これまでルールに抵触するような配置は行われていない。今後とも関係省庁と協力して同ルールを履行していく所存であります。

一方、産業界との関係というの、これは同じ法律の附則第六條第三項の再就職規制にかかわるものといふふうな理解をしておりますけれども、再就職規制につきましては、職員への継続的な周知に加えて、国家公務員法の再就職規制の枠組みに基づき確認を行い、これまで特段の問題は生じていないと承知をしております。

○田嶋委員 ちょっとそれだけでは、本当に全部

大丈夫かといふところはやはり疑念があると思

いますね。このお配りしている資料六の第六條の三でございませが、執行の公正さに対する国民の疑念又は不信を招くような再就職は規制するといふふうな書いてあるわけでありませので、再三申し上げま

すけれども、これは一人一人確認できる問題です。何十万とか何百万人の話を言つていられるわけありませんので、皆さん方の、委員長のところで、かつて働かれた方がどういふところに行つた後行かれていられるか、直接推進のところに行つた

ない場合でも、よく一呼吸置いてから行く、こういうことがありがちでありますから、委員長、ぜひそこそこ、言われたとおりで、それで信じてないで、チェックをしつかりと行つていくといふことを今後継続してお願ひしたいと思います。小澤さんもひとつよろしくお願ひいたします。いいですね。

それから、次の質問をさせていただきますが、九・一一のアメリカは、その後に原発に關して、テロ対策いわゆるB5bといふのをNRCの命令で出しました。このB5bといふのは一体どういふものなのかといふこと、黒川先生も御著書の中でおつしやつておられるのは、その重要性が三・一一

で日本が起きる前に二度も伝えられていられるのに日本はそれとちゃんと真剣に聞いて実装するといふことを怠つた、それがあの事故につながつた可能性があるといふ御指摘もあるわけですが、委員長、その経緯を教えてください。○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

まず、旧規制当局であります旧原子力安全・保安院は、米国よりB5bに關する情報の提供を受けまして、二〇〇九年三月、原子力安全・保安部に於いて、今後航空機衝突を念頭に置いた対応につき調査検討を行うことを公表しましたが、米国からB5bに關する詳細な情報入手できず、独自に技術的検討を行つておりました。福島第一原子力発電所事故の時点で検討が継続していたものと承知をしております。

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生後、原子力規制委員会が策定しました新規制基準におきましては、これはB5bの内容そのものはいまだに公開できるものではありませんが、このB5b、テロに対する備えについては新規制基準の中でこれをカバーするように新規制基準を定めております。

新規制基準への適合性に当たりましては、一例ですけれども、意図的な航空機衝突などに関する評価も含めて行つておりました。申請があらましたプラントから順次審査を行つて、その適合性を確認していられるところでございませ。

○田嶋委員 九・一一から三・一一は十年、間があるわけですね。だから私は、その十年間の間に十分それは対策をとり得たのではないのかなといふふうな思ひませ。詳細情報得られなかつたといふのは本場に事実ですかね。私はいろいろ話しているけれども、そこは本場にそのなかつたといふ声はありますよ。委員長はどそこまでそれは御自分で確認されているのかわかりませが、本場に情報はとれなかつたのかといふ点は少し疑問が残るところでございませが、一点質問させていただきます。

この資料の七です、ここに新規制基準ということで載せてありますけれども、今おつしやつたような意図的な航空機衝突への対応というのが新たに盛り込まれたといふのは了解をしております。ただ、新規制基準といふのは、これは再稼働をして動かす場合のときの適用でございませね。ア

メリカにおいては、このNRCのB5bは、動いていない原発には適用はされていないんでしょか。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。

まず、情報とれたか、とれなかったかという点に関しては、当時の規制当局にとり行く姿勢があつたかどうかというのは私は承知をしておりませんので、これは、このような情報というものは、やはり、私も情報がとりに行こうとする意思を持つていなければおのずと情報が入つてこないところがありますので、原子力規制委員会が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓として大事なものの一つとして、みずから他国のグッドプラクティスに学ぶべく情報をとりに行く。情報をとりに行けば、恐らくB5bのような情報も、その細部に至るまで提供を受けられたものと理解をしております。

その上で、停止中の原発に対するB5bの適用が米国でどう行われているかですが、これは今の時点で私はお答えをしております。

○田嶋委員 きょう、事務方からはちゃんと紙で回答をいただきました。停止中のものもB5bの適用を受けていますという紙が来ましたよ、委員長。そうしないと私の次の質問につながりにくいんですけれども、いや、だから、アメリカは、動いているものだけじゃなくて、停止中のものもテロ対策は同じ基準でやっているとということなんです。

で、次の私の質問は、日本は新規制基準にこれが入りましたということは、新規制基準がまだそこまで至っていない、つまり、動かそうという意思のない日本のまだ数十カ所ある原発に関して、このテロ対策が不十分なんじゃないんですかというのが私の次の質問です。

○更田政府特別補佐人 済みません。ちよつと停止中の定義を取り違えたところがありますけれども、直接的な御質問にお答えしますと、現在停止中の原子力発電所、これは日本の置かれている特殊な事情もありますけれども、使用済み燃料が長

期間冷却されていることなどを考えますと、運転中の原子炉に比べてはるかにリスクは低いと考慮しております。現時点で追加の対応を求める必要はないものというふうに考えております。

○田嶋委員 もう時間ですが、温度がだんだん下がってくるのは事実ですけども、しかし、だからといって、水の冷却をやめて、もうドライキヤスクでいんだというにはならないからこそ、今でも冷やし続けているわけですよ。同じような事情は、アメリカでも一緒だと思いますよ。それはやはり、ちよつと私は今の委員長の御答弁では不十分だと思います。

アメリカは全ての原発にB5bを適用しているんです。日本は動いた六基にしか適用されていない、なぜならば、新規制基準でチェックされたのはその動いている六基だけだから。残り不十分だ。安全性が、テロ対策に対して十分に、アメリカ並みには行われていない。すなわち、世界一厳しい基準にはなっていないことだということふうに思います。

もう時間ですか。では、最後の二問よろしいですか。だめですか。いいですか。では最後に、世耕さん、一言も話さないのも残念ですでお伺いしますけれども、ちよつと原子力と違いますが、RE100に関してお尋ねします。

リニューアブルエナジー100、これは、外務省と環境省は加盟できるように前向きに考えるという答弁を国際社会に向かって発表されているようでございますが、前回は事前の通告がないので答弁しないとおっしゃいました。今回は事前の通告をいたしましたので、国際社会に向かって、経済産業大臣としてアピールをお願いいたします。

○世耕国務大臣 まずRE100、これは民間が取り組むことについては歓迎だということであります。また、経産省としても、再エネ導入を進める、あるいは蓄電とか水素の開発で、再エネを自立した主力電源にすることによって、今RE100を

やろうと思つたら、やはり少々買つてこられる企業じゃないとためなわけですけども、できるだけ多くの企業が参加できる地合いをつくつていく、これがまず経産省の最も重要な任務だと思つています。

その上で、外務、環境も表明しているんだから、経産も前向きに検討しようじゃないかということ、けさ検討をしたら、これ、RE100ジョイニングクワイテリアというのがあります。以下の一つ又は二つの点に合致することで影響力があるとみなせる企業であることとなつていまして、世界的又は国民的に認識され信頼されているブランド、これはMETIはもしかしら当てはまるかもわかりませんが、主要な多国籍企業であること、フォーチュンワンサウンズド又は同等ということですから、これはちよつと経産省は当てはまらない。相当の電力調達実績、これが一億キロワットアワー以上。経産省は大体、今多くても九百万キロワットアワーですから、十分の一にも届かないということでありまして、そもそも、これはカンパニーになっていて、これが当てはまるのかどうかということも含めて、よく検討をさせていただきますというふうに思っています。

○田嶋委員 まあ、姿勢ですね、問われているのは、いつも前向き、外務省、環境省、いつも後ろ向きな経産省。この構図が余りにもはつきりすると、せつかくの世耕さんの活躍も何か台なしですよ、これは本当に。(世耕国務大臣「カンパニー」と呼ぶ構わない。(世耕国務大臣「カンパニー」と呼ぶ)ああ、カンパニー。

いずれにしても、世耕さん、最後に一言、RE100は日本の競争力に大きな影響をこれから与えると思つています。アップルは、そういう会社からしか調達しないとつて、日本のイビデンの例は御存じだと思つてますが、ぜひともそのことを軽んじないようにして政策を進めていただきたいと思つています。

以上です。ありがとうございました。

○稲津委員長 次に、山岡達丸君。山岡委員 御質問の機会をいただきました、ありがとうございます。

世耕大臣は、先週はロシアの方に行かれて、また、あす以降も御出張される……(世耕国務大臣「きょう、今晚」と呼ぶ)きょう、今晚行かれるということでもあります。(発言する者あり)本当に、外交、今、行き過ぎではないかという筆頭理事からのお話もございましたけれども、本当にそうした御努力をされている中で、国会の中でもこうして真摯に御答弁いただくことに心から敬意を表させていただきますながら、質問に入らせていただきます。きょうは一般質疑、四十分いただいております。

その海外に行かれた最新のお話について、まずちよつとお伺いしたいと思つております。大臣は、五月二十六日になりますでしょうか、日口的首脳会談、ここに、首脳会談ですから当然総理と大統領なわけでありまして、御同席された、同席というか、一緒に行かれたということでございます。

大臣は、経済産業大臣であるとともに、ロシアの経済分野の協力担当大臣ということも任命されているということでありまして、この協力担当大臣というのは、いわゆる北方領土の問題は別にして、ロシア全体と日本全体とのさまざまな経済協力、こうしたことを行うというのがミッションであるということを開いております。

八項目にわたる協力プランというのが二〇一六年の五月、ソチでの首脳会談の場で安倍総理とプーチン大統領の中で初めて世間に披露されたわけでありまして、中を見ますと、健康のことであったり、医療、リハビリのことであったり、渋滞対策とかインフラ整備、人的交流、生産性向上、中小企業の協力とか先端技術協力、エネルギーというところで、このほかにもあるんですけども、非常に多岐にわたることでありまして、リリース上は日本とロシアの強みを生かすのだというふうな発表をされているということでありま

す。